

高知県いじめ防止基本方針に基づく事業一覧表

| 県方針の内容 | 対象 | 事業名 (取組名) | 取組の内容 | 担当課室 |
|--|-------------|--|--|----------------|
| <p>■学校が主体となって進める取組への支援</p> <p>■いじめの防止</p> <p>■児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進</p> | 子ども教職員(保護者) | 小中学校キャリア教育推進事業 | 児童生徒に 夢や志をもって社会を生き抜く力を育成 するために、地域の特色に応じた市町村ぐるみのキャリア教育を推進する地域を指定し、 研究推進体制の整備やキャリア教育の視点でとらえた授業実践を行い、その成果を普及する。 | 教育委員会 小中学校課 |
| | 子ども教職員 | 高等学校学校パワーアップ事業(キャリア教育研究事業) | 平成24年度から継続した4校を研究指定し、生徒の将来の進路に結びつけるために キャリア教育の実践研究を行い、その成果を県内の県立高校に普及する。 | 教育委員会 高等学校課 |
| | 子ども教職員(保護者) | 道徳教育充実プラン | 児童生徒の道徳性の向上を図るために、指定地域において学校、家庭、地域が連携した道徳教育に取り組み、その成果を普及することにより、県民ぐるみの道徳教育を推進する。 | 教育委員会 小中学校課 |
| | 子ども教職員 | 生徒の意欲を高める応援プラン事業(社会人基礎力育成プログラム開発) | 生徒の社会性の向上のために、就職や離職の状況に課題のある学校を指定し、 コミュニケーション能力や協調性、規範意識等の社会人基礎力の育成のためのプログラムを中学校教員と協働して開発し実践する。 | 教育委員会 高等学校課 |
| | 子ども教職員 | 学校図書館活動の推進(ことばの力育成プロジェクト事業) | 学校図書館の環境を充実させるとともに、各教科等における学校図書館や図書資料の活用を図ることを通じて、 児童生徒の読書習慣を確立し、豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育成する。 | 教育委員会 小中学校課 |
| | 子ども教職員 | 高等学校学校図書館教育推進事業 | 生徒の主体的、意欲的な学習活動の充実に図り、豊かな感性をはぐくむ教育を推進するための、学校図書館の効果的活用についての研究や研修会を実施し、モデル的取組を推進するとともに、学校図書館担当教職員の指導力の向上を図る。 また、学校図書館情報のデータベース化を推進し、管理や貸出業務が円滑に行えるようにする。 | 教育委員会 高等学校課 |
| | 子ども教職員 | 生徒の意欲を高める応援プラン事業(中途退学減少プロジェクト) | 高等学校における早期の中途退学の防止に向けて、中途退学の多い学校を指定し、 人権教育課と連携した心の教育アドバイザーの派遣支援などを通じて、個に応じたきめ細かな指導を組織的に行う。 また、 入学者を対象とした仲間づくり合宿を実施し、学校生活への円滑な適応を支援する。 また、 生徒指導上の課題の引き継ぎやつながりのある進路指導の在り方を中高の校長が集まり協議する場を設けるなど中学校と高校の連携を強化する。 | 教育委員会 高等学校課 |
| | 子ども教職員 | 環境学習推進事業 | NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した 自然体験活動や環境学習を推進する。 ・指導者養成研修等の実施 ・ホームページによる体験学習の情報提供 | 教育委員会 生涯学習課 |
| | 子ども教職員 | 青少年教育施設振興事業 | 青少年に自然に親しませ、また異年齢集団による多様な体験活動の場を提供し、自主性・社会性・協調性を養う。 施設での体験活動等を通じて 不登校・いじめ等に対し予防的に対応するとともに、子どもが家庭や地域社会と上手に関わりながら成長する力を身につける。 ・中一学級づくり合宿事業 ・不登校対策事業 ・各施設における主催事業の実施 | 教育委員会 生涯学習課 |
| | 子ども | 非行防止教室 | 小学生を対象に、いじめをテーマとした指導案と教材を各学年毎に作成し、担任とティーム・ティーチングで授業を行う。 中学生を対象に、いじめをテーマとした出前授業の実施 (例：いじめ防止対策推進法を教材にディベート形式の授業等) | 県警察本部 少年課 |
| 子ども | 人権作文コンテスト | 基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材として、小学校5・6年生、中学校、高等学校の児童生徒、特別支援学校の小学生5・6年生、中学部、高等部の児童生徒から作文を募集し表彰する。 | 法務局 人権擁護課 教育委員会 人権教育課 | |
| 子ども教職員(保護者) | 人権教育研究推進事業 | 【人権教育研究指定校事業】 人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を実施する。 (26年度は1中学校、2小学校を指定) | 教育委員会 人権教育課 | |

| 県方針の内容 | | 対象 | 事業名 (取組名) | 取組の内容 | 担当課室 |
|---|-----------------------------|--|--|--|---|
| <p>（■学校が主体となって進める取組への支援）</p> <p>（■いじめの防止）</p> <p>■児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進</p> <p>■教職員の資質能力の向上</p> | 子ども教職員 | 夢・志を育む「開発的生徒指導」推進事業 | <p>教育活動の中に生徒指導の視点を位置付け、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう、学校を指定し重点的に支援する。</p> <p>①志育成型学校活性化事業～高知夢いっぱいプロジェクト～ 11中学校を指定し、統括アドバイザーや生徒指導支援アドバイザーからの指導・助言を通して、自己肯定感や規範意識を育むための組織的、計画的な生徒指導体制を構築する。</p> <p>②「学校経営計画」に基づく生徒指導推進校支援事業 6中学校を指定し、学校経営計画に生徒指導の視点を位置付け、開発的・予防的な生徒指導を推進するとともに、生徒指導の3機能の視点に立った教育活動を実施する。</p> | 教育委員会 人権教育課 | |
| | | | 子ども教職員保護者一般県民 | いじめ防止子どもサミット | <p>高知県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止対策を県民挙げて推進するため、 ・県内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒が集い、いじめの防止について考える機会にする。 ・子どもに関わる大人も、子どもたちと一緒にいじめ問題について考え、子どもたちのいじめの防止等の取組を支える機運を高める。</p> |
| | 教職員 | 学級経営推進事業 | <p>学校における児童生徒の生活のベースとなる「学級」の重要性を全教職員が認識し、「学級経営ハンドブック」を活用した組織的な教育活動に取り組み、児童生徒が安心して過ごせる学級、学校づくりを推進する。</p> | 教育委員会 人権教育課 | |
| | 教職員 | 学級づくりリーダー活用推進事業 | <p>学級経営における指導的役割を担う「学級づくりリーダー」を養成・活用することで、学校の学級風土の改善を図り、いじめや不登校等を生じさせない学級・学校づくりを推進する。</p> <p>○Q-Uアンケート等の効果的活用の徹底 ○学級経営支援講座（年1回） ○学級づくり地域リーダー養成研修会（年3回）</p> | 教育委員会 心の教育センター | |
| | 教職員 | 人権教育主任連絡協議会（義務・県立） | <p>各学校の人権教育主任に人権教育の基本方針やその職務の徹底を図るとともに、人権教育推進上の成果や課題について協議する。</p> | 教育委員会 人権教育課 | |
| | 教職員 | 人権教育推進リーダー育成事業 | <p>人権尊重の視点に立った学校づくりを推進するため、人権教育や人権問題についての専門性・実践力を備えたリーダーを育成する。（小・中・高・特別支援学校の教員 11名）</p> | 教育委員会 人権教育課 | |
| | 子ども教職員 | 生徒指導主事等育成事業 | <p>各学校に位置付けられている生徒指導主事（担当者）を中心として、生徒指導に対する認識を深め、組織的な生徒指導、開発的・予防的な生徒指導を実践する。</p> | 教育委員会 人権教育課 | |
| | 教職員 | ・各校種、園・所等の教職員に義務付けられた基本研修 ・任意に受講する専門研修 | <p>学校・園・所の教職員（管理職等・初任者・3年経験者・10年経験者・学校事務職員・技能職員・臨時的任用教員）に対し、人権や人権問題に対するすぐれた感覚を養い、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施されるよう、指導主事等による講義・演習を行い、指導力の向上を図る。</p> | 高知県教育センター | |
| | 教職員 | 高等学校における生徒支援コーディネーター研修 | <p>高等学校における予防的支援に焦点を当てた校内支援体制づくりを進めるため、県内10校を重点支援校に指定し、各校の実態に応じて担当指導主事等が継続的な訪問指導を行い、生徒支援コーディネーターのスキルアップやネットワークづくりを行う。</p> <p>○生徒支援コーディネーター研修会 （地区別研修会1回・全体研修会1回） ○重点支援校担当者スキルアップ研修会（年2回）</p> | 教育委員会 心の教育センター 高等学校課 人権教育課 特別支援教育課 | |
| | 教職員 | 心の教育センター専門研修 | <p>【教育相談や人間関係づくりに関する専門研修の開催】</p> <p>○教育相談講座Ⅰ・Ⅱ ○教育相談推進講座 ○保健室における相談活動推進講座 ○人間関係づくり実践講座Ⅰ・Ⅱ ○生徒指導推進講座 ○心の教育センター研究員（在職）制度</p> | 教育委員会 心の教育センター | |
| 教職員 | 校内委員会への特別支援教育地域コーディネーター派遣事業 | <p>新任の特別支援教育学校コーディネーターが指名された小中学校について、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターを派遣し、効果的な校内委員会の進め方について支援を実施する。</p> | 教育委員会 特別支援教育課 | | |

| 県方針の内容 | | 対象 | 事業名 (取組名) | 取組の内容 | 担当課室 | |
|-----------------------|-----------|----------------|---------------------|--|---|---------------|
| (■学校が主体となって進める取組への支援) | (■いじめの防止) | (■教職員の資質能力の向上) | 特別支援教育を柱に据えた学校づくり事業 | 発達障害等のある子どもの特性に応じた指導を充実させる ために、「すべての子どもが『わかる』『できる』授業づくりガイドブック」を活用し、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりを行い、授業の実践力の向上を図る。また、これまで行ってきた指導や支援を次の学校につなぐための「引き継ぎシート」の活用を促進し、 校種間をつなぐ取組を充実 させる。 | 教育委員会特別支援教育課 | |
| | ■いじめの早期発見 | ■いじめの実態把握 | 子ども | 定期的な「いじめアンケート」による調査の実施 と学校の実情に応じた個別面談、日記や家庭訪問により いじめの認知に努める。 | 教育委員会人権教育課 | |
| | | ■教育相談体制の整備・充実 | 子ども保護者教職員 | ・スクールカウンセラー活用事業 ・心の教育アドバイザー活用事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・生徒指導推進事業 | 児童生徒や保護者等のいじめをはじめとする人間関係の不安や悩みに対して、 臨床心理や福祉等に関する専門的な知識・技能を有する人材(スクールカウンセラーや心の教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー)を学校に配置、または派遣し、教育相談体制を充実 させ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図る。 | 教育委員会人権教育課 |
| | | | 子ども保護者教職員 | 心の教育センター相談事業 | 【各種教育相談活動の実施】 ○来所相談 ○24時間電話相談 ○Eメール相談 ○出張教育相談 ○ふれんどるーむCoCo(児童生徒の交流の場) ○やまももの会(保護者の交流の場) | 教育委員会心の教育センター |
| | | | 子ども保護者 | 児童相談所等による相談対応 | 児童相談所及び児童家庭支援センター等が、学校等関係機関と連携を図りつつ 子どもや保護者からの相談に対応する。 | 知事部局児童家庭課 |
| | | | 子ども保護者 | 電話相談 | 相談専用電話「ヤングテレフォン」を通じたいじめの早期発見と早期対応 | 県警察本部少年課 |
| | | | 子ども保護者教職員 | いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業 | 専門家(弁護士1名、臨床心理士3名、退職警察官1名、退職教員3名)と県教育委員会事務局職員による 緊急学校支援チームを組織し、公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案に対して学校へ派遣し、改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から助言を行う。 | 教育委員会人権教育課 |
| | ■いじめへの対処 | ■緊急学校支援チーム等の派遣 | 子ども保護者教職員 | 被害少年対策加害少年対策 | ○被害をうけた少年やその保護者の精神的なダメージの軽減 ・カウンセリングアドバイザーによる被害少年のカウンセリング ・被害少年に対する居場所事業(トークルーム道草・学習支援・カウンセリング等) ○加害少年に対する立ち直り支援 | 県警察本部少年課 |
| | | | 子ども教職員保護者 | 親子で考えるネットマナーアップ事業 | ネット上のトラブルから子どもたちを守るために、啓発用リーフレットを作成・配付 し、それを活用したPTA研修の実施や学校の情報モラル教育を推進することを通して、家庭でのルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。 | 教育委員会人権教育課 |
| | | | 子ども教職員 | 学校ネットパトロール | 児童生徒が学校非公式サイトやプロフ、ブログなどに誹謗中傷の書き込み等が行われる ネット上のいじめ等に巻き込まれていないか監視 を行い、早期発見・早期対応につなげる。 | 教育委員会人権教育課 |
| | | | 教職員 | 初任者研修 | 効果的にICTを使用するために配慮すべきこと、個人情報等の取扱い方、 情報を取り扱う際のルールやマナーなどについての研修を行い、教職員の人権感覚を養う。 | 高知県教育センター |
| | | | 子ども保護者教職員 | 防犯教室相談 | ○ネット利用に起因するいじめに関する出前授業、講演の実施 ○ネット利用に起因するいじめトラブル対応への助言指導 | 県警察本部少年課 |

| 県方針の内容 | 対象 | 事業名 (取組名) | 取組の内容 | 担当課室 |
|--------------------------|---|---|--|------------------------------------|
| ■教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備 | 学校 | 教職員の配置 | いじめ、不登校や暴力行為等の問題が多く発生している学校に、児童生徒支援加配等の教員配置を行うなど、生徒指導体制を強化する。また、不登校やいじめ等の問題行動が多く発生している大規模学校には養護教諭を複数配置し、 児童生徒の心理面のケアを行う体制を整える。 | 教育委員会 小中学校課 |
| | 教職員 | 学校経営診断による学校経営の改善に関する研究 | 3校を指定し、学校経営診断カードを活用して客観的分析データに基づいて学校組織の現状や課題を把握し、成果と課題を明確にすることで、 組織的な学校経営を進める方策を見出す学校経営診断の研究 を行う。 | 教育委員会 高等学校課 |
| | 子ども 保護者 教職員 | ・スクール カウンセ ラー活用事 業 ・心の教育 アドバイ ザー活用事 業 ・スクール ソーシャル ワーカー活 用事 業 ・生徒指導 推進事業 | 【再掲】 | 教育委員会 人権教育課 |
| ■学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の促進 | ■PTAや地域の関係団体との連携促進 | 保護者 教職員 (小中学校) | PTA・教育行政研修会 学校・保護者・行政が共通の課題意識を持ち、 子どもたちをとりまく状況の改善に向けてPTAができることを考え、行動化につなげる。 （7地区で開催予定） | 教育委員会 生涯学習課 |
| | | 保護者 教職員 (高等学校) | 高校生育成員・教育行政研修会 生徒指導の一翼を担う 高校生育成員（保護者）の活動のさらなる活性化とともに、育成員・教員・行政・各関係機関が一体となって取り組める体制を構築 し、現状の改善を図る。（4地区で開催予定） | 教育委員会 生涯学習課 |
| | | 教職員 保護者 | PTA人権教育研修会支援事業 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を深めることをめざし、 PTAが実施する人権教育研修会等を支援することで、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりにつなげる。 | 教育委員会 人権教育課 |
| | | 各関係機関 職員等 | 高知県教育支援センター連絡協議会 県内各地域の教育支援センターで、様々な課題で苦悩している 児童生徒を直接支援する相談員や支援員等が、最新の情報を共有 するとともに、日頃取り組んでいることや悩んでいることなどについて実践発表や協議を行うことで、その後の具体的な支援に生かすことを目的として年間3回実施する。 | 教育委員会 心の教育センター |
| ■地域とともにある学校づくり | 教職員 保護者 子ども | 学校運営協議会 開かれた学校づくり | 保護者及び地域住民等が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、 学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組む。 | 教育委員会 小中学校課 高等学校課 特別支援教育課 |
| | | 子ども・教員・（保護者） | 【人権教育総合推進地域事業】 学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、 地域全体で人権意識を培い 、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切に教育の充実に資する研究を実施する。（26年度は1中学校区を指定） | 教育委員会 人権教育課 |
| | | 子ども | 放課後子どもプラン 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、また、保護者が安心して働きながら子育てができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の居場所を設け 、地域の多くの方々への参加を得て、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| | | 学校 | 学校支援地域本部事業 地域住民が学校の教育活動を支援する取組を組織的なものとする。ことで、さらなる学校教育の充実とともに、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を図り、 地域社会全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。 | 教育委員会 生涯学習課 |
| | | 小学校 保護者 | 民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進 民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを小学校単位で作る。 そのため、11月頃に各小学校で行われる就学時健康診断時に、保護者に対し地元で相談を受けてもらえる民生・児童委員及び主任児童委員を紹介し、その後の地域での見守り活動を推進する取組を実施し、県内全域に定着・普及させる。 | 知事部局 児童家庭課 |
| 子ども | 児童厚生施設活動支援事業 児童の福祉の増進に資することを目的として、 児童館等で家庭児童の健全な育成を図り、母親等地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図るため 、補助事業者が行う 地域組織（母親クラブ等）の活動を支援する。 | 知事部局 児童家庭課 | | |

| 県方針の内容 | 対象 | 事業名 (取組名) | 取組の内容 | 担当課室 |
|-------------------------------------|---------------------------|---|---|-------------------------|
| ■市町村教育委員会との連携と支援 | 市町村 教育委員会 | 関係機関・ 団体に対する、いじめ 防止対策推 進法に基づ き市町村等 が設置する 組織への参 画依頼 | 民生委員児童委員協議会連合会、弁護士会、医師会、臨床心理 士会に対して、いじめ防止対策推進法に基づき市町村等が設置す る組織について、 構成員に外部専門家を入れる場合の窓口紹介を 依頼する。 | 教育委員会 人権教育課 |
| ■学校評価の留意点 | 教職員 保護者 地域 | 学校評価 | 学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解 を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション ツールとして、また、 教育活動その他の学校運営の改善を目的とし た学校と保護者や地域住民との協働の場として、学校評価を活用す る。 | 教育委員会 小中学校課 高等学校課 |
| ■県民のいじめ問題への関心を高め、正 しい理解を深める取組の推進 | 子ども 教職員 保護者 一般県民 | いじめ防止 子どもサ ミット | 高知県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止対策を県民挙 げて推進するため、 ・県内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒が集い、いじめの 防止について考える機会にする。 ・子どもに関わる大人も、子どもたちと一緒にいじめ問題につい て考え、子どもたちのいじめの防止等の取組を支える機運を高め る。 | 県 教育委員会 県警察本部 |
| | 一般県民 | 「高知県い じめ防止基 本方針」に ついての啓 発活動 | 保護者や地域住民など県民に広く、 県のいじめ防止基本方針や いじめ防止等の取組についての理解を促すよう、啓発リーフレッ トを複製・配付 し、広報啓発の充実を図る。 | 教育委員会 人権教育課 |
| | 保護者 一般県民 | 人権教育推 進講座支援 事業 | ○県民に身近な 人権課題の解決に向けて、学習機会の充実、指 導者養成に取り組む。 ○人権尊重のまちづくりの取組を学ぶことで、市町村の社会教 育及び人権教育担当等が推進講座を開催し、学習内容を企画立案 する力や効果的な学習方法を身に付ける。 | 教育委員会 人権教育課 |
| | 教職員 保護者 | P T A人権 教育研修会 支援事業 | P T A会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化に伴う新たな人 権課題に対する理解と認識を深めることをめざし、 P T Aが実施 する人権教育研修会等を支援することで、地域ぐるみで子ども を見守る体制づくりにつなげる。 | 教育委員会 人権教育課 |
| | 一般県民 | 人権啓発 フェスティ バル開催事 業 | 【じんけんふれあいフェスタ】 身のまわりにある、さまざまな人権問題について、県民に理解 と関心を深めてもらうとともに、一人一人が人権問題の解決に向 けて自らの課題として取り組める よう、「人権週間（12月4日～ 10日）」を周知するとともに、その期間中に高知市中央公園にお いて、関係課や団体が協力して県民参加型の人権啓発に関するイ ベントを開催している。 | 知事部局 人権課 |
| | 一般県民 | 人権啓発研 修企業リー ダー養成講 座開催事業 | 【人権啓発研修ハートフルセミナー】 人権啓発にかかわる研修講座を開催し、 人権問題に対する興味 関心を高め、人権尊重の職場づくり・地域社会づくりに資する人 材育成 を行っている。具体的には、県人権施策基本方針第一第1次 改定版一で記載している個別の人権課題について、年5講座 (テーマとしては5課題)開催している。 | 知事部局 人権課 |
| | 子ども 保護者 | 広報用C M、DVD の制作 | 【 ネットの危険性を啓発するDVDの制作 】 きょうだいがクラスメートからいじめを受けていることを互い に告白、インターネットの利便性と危険性の理解を通じてもう一 度ネットの使い方を考えて行くことをドラマ形式でDVDを作成 する。 【 テレビCMを活用した広報活動の実施 】 上記で作成したDVDを基に「いじめ防止広報」を制作 夏休み期間中の7～8月に放送（民放3社各80回） | 県警察本部 少年課 |
| ■私立学校に対する支援 | 教職員 (子ども) | 私立学校人 権教育指導 業務委託事 業 | 私立学校における人権教育の推進を図る ため、学校訪問による 助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を（公財）高知 県人権啓発センターに委託する。 | 知事部局 私学・大学 支援課 |
| | 子ども 保護者 教職員 | 心の教育セ ンター相談 事業 | 【再掲】 | 教育委員会 心の教育セ ンター |
| | 子ども 保護者 | 出前教室・ 講演 | いじめ防止教室、ネットの正しい使い方教室の開催 | 県警察本部 少年課 |
| | 子ども 教職員 | 財政上の支 援 | 【私立学校教育力強化推進事業費補助金】 私立学校における いじめ等を未然に防止する取組への支援 を实 施する。 【私立学校運営費補助金】 私立学校における人権教育推進に係る経費に対して優先的に配 分する。 | 知事部局 私学・大学 支援課 |